

東芝ナノアナリシス株式会社 約款

【目的】

第1条 本約款は、東芝ナノアナリシス株式会社(以下「TNA」といいます)が業務委託者(以下「お客様」といいます)から受託する分析・評価・解析業務、その他の委託業務(以下「本業務」といいます)を遂行するために必要な、お客様とTNAの基本的な合意事項を定めることを目的とします。

お客様とTNAは、相互の信頼のもと互いに協力し、信義誠実の原則に従って取引を行うものとします。

【適用】

第2条 お客様とTNAは、第3条で成立した個別契約および本約款に従い契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

【個別契約の成立】

第3条 本業務の委受託に関する個別契約は、お客様からのご依頼(TNA所定の申込書等)に基づき、TNAが見積書を提示し、お客様がこれを承諾したときに成立するものとします。

【試料等の提供、返却】

第4条 お客様には、個別契約で定められた期日までに、業務遂行に必要な試料、機材、情報等をTNAに提供していただきます。ただし、業務遂行に支障をきたすとTNAが判断する試料、機材、情報等については、TNAはその受領を拒否することができるものとします。

2. TNAは、別段の定めがない限り、個別契約で定められた本業務の終了後、TNAの分析手法等の機密情報が付加された試料を除き、返却可能な試料、機材、情報等を速やかにお客様に返却します。

【成果物】

第5条 TNAは、原則として、個別契約で定められた納期までに本業務の成果物をお客様に納入するものとします。

2. お客様は、成果物の納品後1週間以内に、検収するものとします。

3. TNAは、成果物の写しをお客様の検収日の属する月の末日から3年間保管します。

【責任】

第6条 TNAの責により、個別契約で定められた本業務の成果物に契約不適合があったときは、お客様と協議の上、TNAの負担のもとに業務の再実施、成果物の修補、または契約不適合の程度に応じ本業務の委託料を減額いたします。

ただし、上記措置については、成果物の納入日から1年以内にお客様がTNAに不適合があった旨を通知した場合に限るものとします。

2. TNAは、本業務の成果物が、第三者の産業財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

3. TNAの責により、本業務に関連してお客様が被った損害に関しては、お客様から支払われた個別契約の委託料を限度として賠償します。

4. TNAは、お客様が本業務の成果物を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

【支払い】

第7条 本業務の委託料は、原則として、TNAが個別契約で定められた本業務の成果物を納入し、お客様の受入検査合格および検収日の属する月の翌月末までにTNAの指定する銀行口座に振り込み支払われるものといたします。これ以外の支払い条件については、別途協議の上決定するものとします。

【機密保持】

第8条 TNAは、本業務の内容および個別契約によりお客様が機密であることを明示して開示した機密情報をお客様の事前承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、個別契約遂行の目的以外に使用しません。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではありません。

(1) お客様から開示を受ける以前に、すでにTNAが保有していた情報。

(2) お客様から開示を受ける以前に、すでに公知であった情報。

(3) お客様から開示を受けた後に、TNAの責に帰し得ない事由により公知となった情報。

- (4) TNAが正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - (5) お客様の機密情報によらず、TNAが独自に開発した情報。
2. TNAは、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、お客様の機密情報を再委託先に開示します。この場合、再委託先にも前項の規定に基づきTNAが負う義務と同様の義務を負担させるものとします。
 3. 本条の各規定は成果物納入後3年が経過するまで有効とします。

【解約】

第9条 お客様およびTNAは、やむを得ない事情によって、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、両者協議の上、その合意をもって個別契約を変更または解約することができるものとします。

【不可抗力】

第10条 天災地変その他TNAの制御し得ない、またはTNAの責に帰することのできない事由（以下「不可抗力」といいます）により業務の遂行が遅滞し、あるいは不能になった場合、TNAは、その責めを負わず、また、不可抗力によって生じたお客様の損害について、賠償の責めを負いません。

【輸出管理】

- 第11条 お客様およびTNAは、個別契約および本約款の遂行に際して、「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」、「米国武器輸出管理法及び米国輸出管理規則」その他安全保障に関わる法律および国際協定を遵守するものとします。
2. お客様は、TNAから納入された成果物および関連データ等を、大量破壊兵器（核兵器、化学・生物兵器、ミサイルをいいます。以下同じ）の開発・製造・使用・貯蔵等に利用しないものとします。
 3. お客様は、成果物および関連データ等を再販または再提供するにあたり、これらの成果物等が大量破壊兵器の開発・製造・使用・貯蔵等の用に供されると知った場合には、いかなる顧客および関係先にも販売または提供しないものとします。
 4. TNAから納入される成果物および関連データ等が、日本政府・米国政府・その他各国政府の輸出許可等が必要な場合または輸出許可等が必要か否か疑義のある場合、個別契約および本約款は各国政府の輸出許可後効力を生ずるものとします。
 5. お客様およびTNAは、個別契約および本約款の履行に際して輸出管理上の懸念事項が生じたときは、両者誠意をもって協議の上、処理解決するものとします。

【反社会的勢力の排除】

- 第12条 お客様およびTNAが次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方はなんらの通知、催告を要せず直ちに本約款および個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。
- (1) お客様およびTNAの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、総会屋、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）であるとき、または、反社会的勢力であったことが認められるとき。
 - (2) お客様およびTNAの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
 - (3) お客様およびTNAの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
 - (4) お客様およびTNAが本約款または個別契約の履行のために契約する者が前三号のいずれかに該当するとき。
2. お客様およびTNAが前項の規定により、本約款および個別契約の全部または一部を解除した場合は、相手方に損害が生じても、これを一切賠償せず、また、かかる解除により自己に損害が生じたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができることとします。

【協議解決】

第13条 本約款に定めなき事項および疑義が生じた事項については、お客様とTNAは両者誠意をもって協議の上、処理解決することとします。

以上

改定： 2023年8月8日